

民事執行法の改正要綱と債権管理

大江祥雅
Yoshimasa Oe
PROFILEはこちら



第1 はじめに

近年民法に関する重要な改正が続いており、債権関係についての改正が2020年4月より、相続についての改正が2019年1月から2020年4月にかけて順次施行されます。

さらに、民事執行法についても改正に向けた作業が進められており、平成30年8月に要綱案が決定し、平成30年10月に法務大臣に要綱として答申されています。まだ法律として成立はしていませんが、債権管理において重要と考えられますので、本稿ではその概略をご紹介します。

第2 要綱決定に至るまでの経緯

民事執行法は昭和54年に制定され、平成15年及び平成16年に改正されていますが、改善に向けて次の検討課題が指摘されていました。

①平成15年改正で財産開示手続が創設されたが、実効性が不十分で、利用件数も多くはない。養育費の支払いを怠っている債務者に対する強制執行の実効性を確保する必要がある。

②民事執行法による不動産競売では、暴力団員であることを理由として買い受けを制限する規律がなく、暴力団員が不動産競売で買い受けた建物を暴力団事務所として利用する事例があるとの指摘がある。

③平成25年にいわゆるハグ条約実施法が制定されたが、民事執行法には子の引き渡しの強制執行に関する規律がなく、子の引き渡しを命じる裁判の実効性を確保し、子の福祉に十分配慮をする必要がある。

平成28年9月12日に法制審議会第177回会議が開催されましたが、上記①から③の検討課題の解決・改善について、法務大臣から民事執行法制の見直しに関する諮問がなされました。その後平成28年11月から平成30年8月まで、23回に及ぶ法制審議会民事執行法部会が開催され、平成30年8月31日、「民事執行法制の見直しに関する要綱案」が決定され、平成30年10月4日、法制審議会において要綱として承認され、法務大臣に答申されました。

今後、法律案として取りまとめられて国会に提出される見込みです。

以下要綱について解説しますが、このような状況ですので、後日内容が修正される可能性がある点にはご注意ください。

第3 要綱の骨子

要綱の骨子は次の6点となっています。本稿では、債権管理の観点から、①・④・⑤について解説します。

- ① 債務者財産の開示制度の実効性の向上
- ② 不動産競売における暴力団員の買受け防止の方策
- ③ 子の引渡しの強制執行に関する規律の明確化
- ④ 債権執行事件の終了をめぐる規律の見直し
- ⑤ 差押禁止債権をめぐる規律の見直し
- ⑥ 国際的な子の返還の強制執行に関する規律の見直し

第4 ①債務者財産の開示制度の実効性の向上

1 財産開示制度

例えば売掛代金債権や損害賠償債権を債務者に有していても、債務者が任意でこれを支払わなければ、最終的には法

的手続をとる必要があります。しかし、勝訴したとしても、それでも債務者が任意で支払わなければ別途強制執行をしなければならず、また強制執行の対象となる債務者の財産の存在・所在が分からなければそもそも強制執行することができません。

平成15年に導入された財産開示制度は、一定の要件の下、債務者に対し、債務者の財産についての陳述義務を負わせるもので、債権者は、ここで得られた情報をもとに、債務者に対して強制執行をするなど、債権回収を図ることができます。しかし、債務者が財産開示期日に出頭しなかったり虚偽の陳述をしても、30万円の過料が課せられるのみで強制力が弱いなどの問題があり、実効性を欠くとされてきました。

2 財産開示手続の実施要件の緩和

これまでは、仮執行宣言付の判決や執行認諾文言のある公正証書によっては財産開示制度を利用できず、確定判決などによる必要がありました。これは、仮執行宣言付の判決は上級審において破棄されるおそれがあるところ、仮執行宣言付の判決で一旦財産開示をすると、後日判決が破棄された場合、財産開示前の状態に戻せない、また悪徳なサラ金などが公正証書を濫用して過酷な取立をするおそれがあるなどの理由によります。

しかし、仮執行宣言付の判決や執行認諾文言のある公正証書でも確定判決と同様に強制執行できること(強制執行の根拠になるものとして、確定判決と合わせて債務名義と言われています。)などに鑑み、これらによっても確定判決と同じく財産開示手続を利用できるようにするとされました。

なお、現行民事執行法では、財産開示手続の実施要件として、①強制執行等において、債権者が完全な弁済を得られなかったこと、又は②債務者の知れている財産に強制執行しても、債権者が完全な弁済を得られないことの疎明があったことを必要としています。これらの要件については、実務上

財産開示手続の実効性を削いでいるという意見もありましたが、財産開示手続がプライバシーや営業秘密等に属する事項の開示を強制するものであり、このような要件に合理性があることから、今回の要綱では緩和されていません。

3 手続違反に対する罰則の強化

具体的にどの程度強化するかはまだ決まっていますが、債務者が財産開示期日に出頭しなかったり虚偽の陳述をした場合の罰則を強化するとされました。

4 第三者から債務者財産に関する情報を取得する制度の新設

今回の民事執行法改正要綱の目玉とも言えますが、第三者から債務者財産に関する情報を取得する制度が新設されます。

(1) 預貯金債権等に関する情報の取得

債務名義を有する債権者は、財産開示手続の実施要件でもある①強制執行等において、債権者が完全な弁済を得られなかった場合、又は②債務者の知れている財産に強制執行しても、債権者が完全な弁済を得られないことの疎明ができた場合には、裁判所に債務者の預貯金債権等に関する情報の取得を申し立てることができることとされました。

次の不動産及び給与債権に関する情報の取得と異なり、先行して財産開示手続を申し立てることは不要で(ただし、前段落記載①又は②の要件充足は必要です。)、また扶養義務等に関する定期金債権などに関する債務名義に限られることなく、裁判所を通じて銀行などから債務者が預貯金を有しているか否か、有している場合はその口座のある支店名・預貯金の種類・残高などの情報を得ることができます。詳細は未確定ですが、1つの裁判所への情報取得の申し立てにより、複数の金融機関に対する情報提供を求めることができるよう

になる可能性もあります。

これまで弁護士会による弁護士法23条の2に基づく照会により、一定程度は預貯金債権等に関する情報を取得できていましたが、一部の金融機関はこれに応じていなかったり、執行認諾文言のある公正証書によっては回答が得られなかったりしてしまっていたので、施行に至れば、債権回収における有益な一つの手段になると考えられます。

なお、次の不動産及び給与債権に関する情報の取得と異なり、債権者の申立てを認めた場合に裁判所がその決定を債務者に送達しなければならないとはされておらず、若干の間は密行性を保つことができますが、銀行などから情報が提供されたときには、その旨を裁判所が債務者に通知しなければならないとされていますので、債権者としては、情報提供があった後は、迅速に差押えを申し立てる必要があります。弁護士会による弁護士法23条の2に基づく照会の場合は、銀行などから債務者への通知はなされない扱いになっていると思いますので、一長一短を踏まえて対応を検討することになります。

(2) 不動産に関する情報の取得

債権者は、財産開示手続を裁判所に申立て、その実施決定を得て財産開示期日を経た場合は、その財産開示期日から3年以内に限り、さらに裁判所に債務者の不動産に関する情報の取得を申し立てることができることとされました。財産開示手続を経る必要などがあるものの、債務者が所有名義人となっている土地・建物であれば、裁判所を通じて登記所からその所在地等の情報を得ることができます。不動産が日本のどこにあるのか不明でも、この情報取得によれば網羅的に探索できることになりそうです。

なお、裁判所が不動産に関する情報の取得に関する債権者の申立てを認めた場合、裁判所はその決定を債務者に送達しなければならないとされていますので、密行性があるもの

ではありません。

(3) 給与債権に関する情報の取得

売掛代金債権や請負代金債権などの商取引債権では使うことができませんが、養育費などの扶養義務等に関する定期金債権や、生命・身体の侵害による損害賠償請求権については、財産開示手続を裁判所に申立て、その実施決定を得て財産開示期日を経た場合は、その財産開示期日から3年以内に限り、さらに裁判所に債務者の給与債権に関する情報の取得を申し立てることができることとされました。裁判所は、この申立てを認めたときは、債権者の選択によりますが、市町村や日本年金機構、共済組合などに対し、債務者の勤務先などに関する情報の提供を求めることとなります。市町村については、どこの市町村に情報提供を求めるかを債権者が選択する必要があることになると思われ、市町村の選択を誤ると情報を取得できないおそれがありますが(当たり外れがありますが)、債務者が厚生年金に入っていれば日本年金機構への照会で情報を取得できることとなります。

上記のようにこの制度を使える債権について一定の制限がありますが、勤務先に関する情報は秘匿の要請が高いこととのバランスに配慮したものです。

なお、密行性がない点は、前(2)と同じです。

(4) 取得した情報の目的外利用の制限

このように新設される制度で第三者から債務者財産に関する情報を取得することができますが、目的外利用は制限され、違反した場合には罰則を設けるものとされています。

第5 ④債権執行事件の終了をめぐる規律の見直し

預金債権などの債権に対する執行事件においては、例えば債務者が相応の預金を有しており、それに強制執行ができた場合は、債権者は、差押命令が債務者に送達された日

から1週間を経過したときは、その預金債権を銀行から直接取り立てることができます(民事執行法155条1項)。

しかし、差し押さえた預金の残高が例えば数十円や数百円と寡少な場合、債権者が取り立てをせず、また差押えを取り下げることなく、執行事件が放置されてしまうことが少なからずありました。これは第三債務者である銀行や、裁判所にとって負担です。

そこで、債権者が上記民事執行法155条1項により取り立てができるようになった日から取り立てることなく2年が経過したときは、債権者は取り立てていない旨を裁判所に届け出る必要があり、その届出をせずさらに4週間が経過したときは、裁判所は差押命令を取り消すことができるとされました。

また、差押命令が債務者に送達されないと債権者は取り立てることができませんが、債務者が行方不明となるなどして送達できず、結果強制執行が長期間放置されることも少なからずありました。そこで、裁判所は、債務者に差押命令を送達できない場合には、債権者に対し、相当期間内に債務者の住所等を申し出るように命じることができるとされ、債権者がこれに対応しないときは、差押命令を取り消すことができるとされました。

このように強制執行が終了させられる場合があることについて、留意が必要です。

第6 ⑤差押禁止債権をめぐる規律の見直し

債権者は、債務者に対して債務名義を有する場合、債務者の有する債権などの財産を差し押さえることができますが、債務者の給料や退職年金に関する債権については、債務者の生活への配慮から、4分の3に相当する部分は差押が禁止されています(民事執行法152条1項及び2項)。ただし、債

権者が債務者に対して有する債権が養育費などの扶養義務等に関する定期金債権の場合は、差押禁止の範囲は狭くなり、2分の1に相当する部分に限られます(同条3項)。

そして、上記のように、民事執行法155条1項は、債権に対する執行において、差押命令が債務者に送達された日から1週間を経過したときから、その債権を第三債務者から直接取り立てることができるとしていますが、同法153条が例えば生活の困窮する債務者が差押全部の取り消しを申し立てるなどできるとしているところ、1週間で債務者がこの対応をするのは困難と考えられることから、上記差押が禁止される債権に対する執行においては、この1週間を4週間にすることとされました。ただし、債権者が債務者に対して有する債権が養育費などの扶養義務等に関する定期金債権の場合は、4週間の経過を待つ必要はなく、これまで通り1週間の経過で足りません。

この4週間への延長は、転付命令においても同様になされることがとされました。

このように差押禁止債権に対する差押においては、債権回収に要する時間が延びることになりました。

第7 さいごに

債権管理の観点から今回進行している民事執行法改正を解説しましたが、紙面の都合上全てを記載しているものではないかもしれませんし、冒頭で触れたとおり今後法律が成立するまでに内容が修正される可能性があります。これらの点にご留意いただきつつも、債権回収において活用できる部分がありますので、施行された折には、是非ご検討いただければと思います。